

佐那河内村監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和5年度
定例監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年3月1日

佐那河内村監査委員 前 河 洋 次

佐那河内村監査委員 井 開 一 文

令和5年度

定例監査報告書

令和6年3月

佐那河内村監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 監査の対象部局	1
3. 監査の期間	1
4. 監査の方法	1
第2 監査の結果および意見	2
1. 総務課	3
2. 産業環境課	8
3. 建設課	12
4. 住民税務課	14
5. 健康福祉課	16
6. 保育所	20
7. 企画政策課	21
8. 教育委員会	28
9. 議会事務局	31
10. 出納室	31

令和5年度定例監査結果報告書

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査

2. 監査の対象部局

佐那河内村長部局各課、議会事務局、教育委員会

3. 監査の期間

令和6年2月14日（火）から2月22日（木）までのうちの7日間

4. 監査の方法

佐那河内村の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、また、一部において行政監査の観点から事務の執行についても監査した。

監査に当たっては、原則として各課単位で実施し、監査対象課等から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、監査対象課長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向き、照合、通査その他必要と認める手続によって実施した。

なお、議会事務局の一部の事務の監査については、井開一文監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第2 監査の結果および意見

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他所管事務の執行状況は、関係法令等に従い、おおむね適正に処理されていたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正かつ効率的な事務の執行に務められたい。

今回の監査において、特筆する事項及び改善、検討を要する事項については、次のとおりである。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

【重点事業等について】

令和5年度においては、重点事業として①さなごうち新ものがたり創出事業、②ドローンを活用した新スマート物流事業、をはじめ、③さくらももいちご栽培振興プロジェクト事業や、④新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、⑤住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業、⑥ふるさと納税事業など、本村の住民福祉の向上や将来を見据えた事業の推進に積極的に取り組まれていることが認められた。

1. 総務課

(1) 村職員の任用と職員数等について

村職員（一般職）の状況については、平成28年度の49名から毎年増加傾向にあったが、令和6年1月31日現在57名（佐那河内村職員定数条例に規定する定数70名の範囲内）となっている。

令和6年2月1日現在での年齢構成をみると、職員数が30～39歳の間に多く（18名）、40～49歳の間に少ない（10名）状況にあることから、今後においては、職員構成の高齢化等に伴う構造的な課題を見据えた取り組みに留意していく必要があると考えられる。

また、防災、地方創生、子育て支援など、行政需要は益々増加し、また、職員の病気休暇、産前産後休暇、育児休業取得などの制度運用、他団体への派遣などの要因に加え、「公務員の働き方改革」に向けた取り組みの推進などにより、限られた職員数による業務の遂行については厳しいものがあることから、今後における村職員の「人事管理」並びに「人員配置管理」が村政運営において大きな課題となっているところである。

引き続き、村民ニーズへの柔軟な対応や効果的かつ効率的な行政運営を図るための人員配置について、業務の見直しを含めた取り組みと合わせ、最小の経費で最大の効果を発揮することを基本とした適正な人員管理及び計画的な職員採用の取り組みに努められよう望むものである。

勤務の状況については、超過勤務について職員の健康障害防止の観点から、その削減について対応を求めているところであるが、依然として一部の業務において特定の者が日常的に超過勤務を余儀なくされている現状がみられるほか、長期にわたる病気休暇の取得も見受けられるところである。

また、「年次有給休暇」等についても職員全般的に取得が少ない状況にあるようにも見受けられることから、職員の勤務の在り方に配慮するとともに、健康管理に留意し、職務に専念できる環境づくりに努められるよう望むものである。

(2) 危機管理体制の整備状況について

これまでの定例監査において、佐那河内村の危機管理計画は、天災等の災害発生時を想定したもので、様々な緊急事態を想定したものとなっていないことから、天災等による災害のみならず、テロ対策、感染症対策など、ライフラインや社会インフラの停止などの幅広い緊急事態に村民の生命・財産・生活を守るための行政の対応に万全を期す必要があるとし、「危機管理体制」を見直すとともに、平時においても、令和4年度に更新したハザードマップ等の更なる周知を図り、村民との危機管理に対する意識を共有し、職員の対応についても明確に位置づけた体制整備を図られるよう求めているところである。

特に、佐那河内村における高齢化や地域的な課題を念頭に、村民と連携した取り組みや組織的な体制づくりが図られるよう、シミュレーションを繰り返すなど、緊急時に備えられるよう努められたい。

村職員による防災訓練等も実施されているようであるが、村職員の多くが村外に居住していることから、緊急時の対応や長期にわたった対応が必要な場合も想定されることから、こうした対策についても危機感をもって検討されたい。

(3) 消防・救急体制の整備について

近年、高齢化の進行による救急需要の増大や激甚化・頻発化する自然災害への対応など、消防ニーズは複雑・多様化しており、それに応えられる住民サービスを提供していくためには、消防体制の整備を図り、広域化を推進していく必要があることから、県においては「徳島県消防広域化推進計画」が改定され、段階的な広域化を進めるため、生活圏を一にする5つの地域ブロックにおいて、「連携・協力」や「非常備の解消」に取り組むとともに、市町村や消防本部と連携を図りながら、通信指令センターの一本化に向けた検討を進められているところである。

佐那河内村は、消防署（常備消防）がなく、全国的にも数少ない消防団（非常備消防）で、地域ブロックは「県東部地域」に属し、徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町とともに、「連携・協力」のもと通信指令センターの一本化に向けた取り組みなどについて協議がなされている。

こうした中、非常備の消防機関の構成員である消防団員〔164人（うち女性隊員6人）〕（非常勤特別職）の皆様方には、火災発生時の消火活動のみならず、救助活動や訓練・広報活動、歳末警戒など多岐にわたる村民の生活を守るための活動にご協力いただいております。令和5年度は令和6年1月現在火災発生による出動はなかったが、火災予防運動・訓練などにおいて延べ129人が出動している。

高齢化の著しい佐那河内村にとっては、火災や地震などの自然災害発生時には、各地域での防災の核となる消防団員の確保や育成が重要な課題であり、特に若い世代の団員の確保が急務であることから、広報活動の充実を図るとともに、団員の処遇改善などについても配慮した取り組みを望むところである。

（４） 救急搬送業務について

「役場救急」ともいわれる常備消防がなく村職員が行うについては、役場新庁舎と併設する「消防センター」において、救急救命士5名、救急隊員3名、機関員4名の12名がシフト制により24時間体制で救急搬送業務にあたっており、令和5年度は1月末現在126件出動し、121名が救急病院等に搬送されるなど、村民の生命に関わる救急救命活動の取り組みが高く評価されており、村民からも引き続き、救急搬送業務の充実強化が図られるよう、大きな期待が寄せられているところである。

これらの体制を継続するために必要となる財源の確保に万全を期するとともに、今後における課題である常備消防並びに広域消防の体制整備に向けた取り組みについても積極的に促進が図られるよう望むものである。

（５） 公共施設等の計画的な維持管理について

これまでの定例監査において、佐那河内村の公共施設については、村民のニーズや地域の事情などにも配慮した配置・運営がなされているところであるが、多くの施設で老朽化が進んでおり、今後、必要となる財源の確保が限られるなか、維持や機能更新などに多額の費用が必要となることを見込まれることから、人口動態や費用対効果などを総合的に判断し、統廃合を含めた見直しによる計画的な運用を図るよう、危機感をもっての対応を強く求めているところ

である。

佐那河内村においては、令和元年度に「佐那河内村公共施設個別施設計画」として村内の施設について10年間にわたる改修計画（事業費を含む）が策定され、これをもとに、人口減少や住民ニーズ、財政状況を見極め、施設の継続、廃止等も視野に維持管理に必要な予算を可能な限り平準化し計画的に対処するとし、村有施設等の長寿命化と合わせ検討しているとのことである。

佐那河内村が営む簡易水道事業・集落排水事業にかかる施設・設備の維持管理などを合わせ考えるとき、今後の公共施設やインフラ設備の更新・維持管理に係るマネジメントの在り方が大きく問われているといえる。

今後における人口減少や少子高齢化などの動向を見据えながらも、公共施設やインフラ設備に係る事業計画と維持管理に係る財政運営の両面において総合的に検討しながら、危機感をもって施設の計画的な運用が図られるよう望むものである。

（6）公文書の取り扱い並びに管理について

昨年度の定例監査でも指摘したところであるが、佐那河内村における公文書の取り扱い並びに管理については、「佐那河内村役場処務規程」の一部として規定され、これに基づいて事務処理がなされているところであるが、近年、公文書の取り扱いや保管・管理について、さまざまな問題が提起されるなど、住民の関心が高まり、その取扱いについては明瞭化を図っていくことが強く求められている。

佐那河内村における文書事務（文書の作成を含む）の取扱については、前例踏襲のみならず問題意識を持って対応する必要性を強く感じるところであり、行政においてもデジタル化が進展するなか「電子文書」などの磁気ディスク等に記録されたものの取り扱いも含め、佐那河内村における公文書（起案文章・文書内容を含む）の在り方について今一度、意識を深められ見直し検討されるよう強く求めるものである。

（7）旧役場庁舎跡地の有効活用についての検討状況について

村においては、令和4年12月に「佐那河内村庁舎跡地活用検討委員会」を立ち上げ、旧役場庁舎跡地の有効活用について検討が始められ、図書館を核としたつどいの場となる施設を基本的な方向性として検討を重ねてきたが、「有志検討会」や「広報誌での意見募集」の結果、検討委員会での意見とは違ったものも多くあり、もう少し時間をかけて慎重に議論することになっており、令和6年度には、先進地視察も含め、検討が予定されている。

旧役場庁舎跡地は、農業振興センターや国道に隣接しており利活用しやすい立地条件でもあるため、今後意見をまとめられ早期に方向性を決定し村民にとって有益な活用がされるよう望むものである。

(8) 団体等に対する補助金の管理を職員が行っていることについて

令和元年度の定例監査において、村職員が補助金の交付先である任意団体等の事務並びに預金通帳の管理・保管等を行っている事例に対し、補助金事務の適正運用に問題が生じる可能性があるほか、職員の業務負担の増大につながることも、また、地方公務員法第35条に規定する（職務に専念する義務）に抵触する可能性があることなどから、「佐那河内村がなすべき責を有する職務」である根拠を明確にし、改善されていない場合は改善されるよう求めるものである。

(9) 公用車の使用について

これまでの定例監査において、佐那河内村が所有する公用車（教育委員会を含む）を安全かつ適正に運行するためにも「公用車運行管理規程」などの整備を求めており、また、社会福祉協議会の公用車との相互使用については、相互使用に関する契約等もなく、職員以外の部外者も同乗使用してケースもみられることから、事故等が発生した際の責任問題や対応に課題があることから、手続き・責任の所在等について見直すよう求めているところである。

佐那河内村は、それぞれの団体で保険をかけており、「交通事故等について保険対応が可能」であり、「今後は、使用に関する協定等の整備を検討する。」としているが、一向に進展が見られないところである。

事業主としての佐那河内村や安全運転管理者の責任問題を含め、佐那河内村の公用車の安全運行に係る課題も多いことから、十分に検討を重ねられ、早急

な対応を求めるものである。

また、近年において、交通事故等が多発している現状からしてドライブレコーダーの設置等についても検討されることを強く望むものである。

2. 産業環境課

(1) 中山間地域等直接支払交付金事業の実施状況について

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利性を補正し、耕作放棄の防止や多面的な機能を確保するため、市町村から農業者等に対し交付金を交付する制度として設けられたもので、令和2年度より、第5期対策（令和2～6年度）が実施されており、次の事項を柱とした取り組みが求められている。

- ① 農業生産活動等を継続するための活動
（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害防止対策等）
- ② 集落戦略の作成
（農業生産活動の継続に向けた6～10年後の集落の将来像の明確化・共有）

村内においては、第4期より1集落少ない18集落（374名）が協定を締結し事業を実施しているが、第5期計画においても各集落において8割協定を選択し、令和5年度の交付金額は、13,148,218円（国費6,574,094円、県費3,287,029円、村費3,287,095円）である。

引き続き、今後の農業生産活動等を継続するための活動について関係者との連絡調整を密にし、効果的な推進ができるよう積極的な取り組みを望むものである。

(2) 自然エネルギー事業の実施状況について

小水力発電事業については、令和5年4月から令和5年12月末までの運用で、発電量211,479KWH、売電額7,909,313円の実績となっている。

佐那河内村における小水力発電事業の取り組みは、規模が小さいものの環境にやさしい自然エネルギーの活用として、全国的にも注目されており、数少ない自主財源確保の手段となっていることから、今後においても、適正な管理・運用に努められたい。

(3) ゴミの収集及び処理状況と種類別財産売払収入状況について

佐那河内村においては現在34品目にわたるごみの分別収集を行うなど、全国的にも官民挙げての先進的な取り組みを実施している。

しかしながら、ゴミの分別において決められたとおりに出されていないケースが見受けられる。ゴミの分別収集について村民挙げての取り組みは小さなものかもしれないが、地球環境問題を考える上においても重要なことから、改めて取り組みの意義について周知するとともに、ごみの分別処理の方法についても、わかりやすく説明・周知されるよう努力されたい。

(4) 簡易水道事業・農業集落排水事業における公営企業会計への移行等について

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新、需要の増大等により、急速に厳しさを増しており、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供するためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められている。

こうした背景のもと、総務省から地方公営企業会計の適用拡大に向けた「新たなロードマップ」が示され、人口3万人未満の市町村における簡易水道事業、農業集落排水事業についても、令和6年4月1日までに地方公営企業会計に移行することが求められていることから、佐那河内村においては、令和3年度「業者選定・基本計画策定」・「固定資産調査・評価」、令和4年度「固定資産調査・評価」、「移行事務手続・システム協議」、令和5年度「システム構築、例規策定審議会、議案作成、税務署及び総務省協議・届出、打切決算処理」令和6

年度「実稼働」を内容とする計画策定についての業務を委託することとし、令和3年10月4日（株）ぎょうせい四国支社との間において『地方公営企業法適用支援業務』契約金額47,630,000円（簡水：22,308,000円、集排：25,322,000円）〔契約期間R3.10.5.～R6.3.25.〕債務負担行為議決（R3.3議会）

内訳

R3 18,755,000円（簡水：9,350,000円、集排：9,405,000円）

R4 19,118,000円（簡水：8,272,000円、集排：10,846,000円）

R5 9,757,000円（簡水：4,686,000円、集排：5,071,000円）

により委託契約を締結し、作業を進めているところである。

令和6年4月1日から地方公営企業会計への移行が円滑に行われるよう望むものである。

特に、今後においては、施設・設備の老朽化に伴う維持・更新にかかる費用並びに人件費負担の出所、（人員配置問題を含む）さらには村民の負担増につながる可能性のある使用料の見直しや一般会計からの繰入金を取り扱いなど数々の課題も想定されており、当該事業の継続を含めた今後の運営全般に係る計画と合わせて検討する必要があることから、佐那河内村の現状をふまえた取り組みに遺憾のないよう望むものである。

また、施設管理面においては、故障等のトラブルが発生すると、村民の生活に不便や支障をきたすものであるため、日々の検査はもとより、定期的な点検等を行い、安定した運用ができるよう努められたい。

（5）「食業工房さなごうち」について

「食業工房さなごうち」については、「食業工房さなごうち設置及び管理に関する条例」により、農林産物をはじめとする地域資源を活用し、加工品の製造、販売及び普及並びに「食」と「職」の起業に繋げることを目的として設置され、「加工室」「販売室」「交流室」「滞在室」から構成されている。

営業許可等については、

加工室1：そうざい製造業・飲食業(1団体)

加工室3：瓶詰・缶詰食品製造業(1団体)

加工室4：菓子製造業(4団体)

となっており、滞在室2室については、令和2年4月から1名が入居していたが、現在は使われていない。

令和6年1月31日現在における利用状況は、181団体/個人で、施設使用料は212,640円となっている。

こうした使用状況をみるに、施設設置の趣旨が十分に周知されておらず、本来の機能を十分に発揮できていないと言わざるをえないところである。

また、今後の運営については、施設管理に万全を期すとともに、運用面における適時・適切な対応により所期の目的が達成されるよう望むところである。

(6) さくらももいちご栽培振興プロジェクトの推進について

「さくらももいちご」は、佐那河内村のみで生産される産地限定の“高級ブランドいちご”として、高く評価されており、令和5年度における生産農家は19戸であり、プロジェクトでの令和12年度の目標農家数は26戸である。

佐那河内村においては、①いちご栽培の担い手確保、②栽培にかかる次世代技術の研究、③就農を契機としたUJIターン・移住・定住の促進、等を目的とした「佐那河内村いちご栽培振興協議会」を令和3年5月25日に立ち上げ活動を推進しており、現在、「佐那のいちご塾」を開催し「地域おこし協力隊」の採用に向けた取り組みが図られており、令和5年度からは、1名が活動している。

なお、地域おこし協力隊（佐那のいちご塾生）の募集については、新聞等による募集広告をはじめ、県外（東京都・大阪府）でのフェアに参加し応募者の確保に努めており、令和6年度に3名の着任が予定されている。

佐那河内村の代表的なブランド作物である「さくらももいちご」の持続可能な栽培振興と栽培農家の経営発展に期待するところである。

3. 建設課

(1) 普通建設事業等の進捗状況について

「普通建設事業（国道・県道・村道）」及び「災害復旧事業を含む各種補助事業」の実施・進捗状況について説明を受けたところであり、適正に事業の促進が図られていることが認められたところである。

令和6年1月31日時点においては、本工事費ベースで令和4年度からの繰越事業9事業、工事金額（見込み）69,808千円が施工され、令和5年度事業、9事業、工事金額66,300千円が令和6年度へ繰越が予定されている。

引き続き、早期発注・工期内完成を前提とした適正な工事の施工を図られたい。

(2) 村営住宅の管理運営状況について

村営住宅「大黒団地」（佐那河内村上字大黒）における佐那河内村営住宅使用料において、令和4年度は滞納未収事例が1件発生していたが、令和5年度においては改善が見られた。

引き続き滞納者の現状を見極めながら、早期に適切かつ速やかな対応を望むものである。

(3) 若者向け定住住宅整備事業について

佐那河内村においては、「佐那河内村単独住宅の設置及び管理に関する条例」（令和4年9月20日条例第20号）が制定され、「年齢45歳未満」、「村内での居住」、「入居期間5年」などを条件とした上中辺村営住宅（単身用4室、世帯用2室）が令和4年度に完成し、若者の定住促進を図っているところである。

令和6年1月31日時点における入居状況は、1室が未入居であることが確認されたが、2月下旬より入居予定であり全室入居となる見込みとのことである。

(4) 住宅リフォーム補助事業・住宅耐震事業補助の取り組みについて

佐那河内村の単独事業として取り組む住宅リフォーム補助については、住宅環境の向上を図るとともに、村内産業における雇用の創出を図ることを目的に令和5年度現時点において5件1,198千円が執行されている。

また、南海トラフ巨大地震に備え木造住宅の耐震化を進めるため「耐震診断」「補強計画等の策定」「耐震改修工事」を進めるため、「住宅耐震化促進事業費補助金」(国補)による「耐震改修」「耐震シェルター」「スマート化」「住替え」を促進しており、令和5年度現時点において「木造住宅耐震診断」4件、「木造住宅耐震補強計画」0件、「木造住宅耐震改修支援」1件(繰越)、「耐震シェルター設置支援」0件、「住まいのスマート化支援」0件となっている。

これらの事業については、地震等の自然災害に備えた村民の生命・財産を守ることに関わる事業・生活環境の整備に係る事業として、重要な取り組み一つであることから、今後とも引き続き制度の周知に努め、村民の利用促進が図られるよう期待するものである。

(5) 国土調査法に基づく地籍調査事業について

地籍調査事業については、佐那河内村において平成19年度より「地籍調査」が開始され、令和5年度においては「徳島県土地改良事業団体連合会」に委託(委託料:33,066,000円R5.8.17.~R6.3.23.)し、「鯉ノ内・追上・中尾谷・松川原・西ノハナ・芝生・上字平間」での調査が実施されている。

令和8年度までの間において引き続いての調査が予定されており、正確な地積の確認(所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行う)及び地籍図・地籍簿の作成が図られている。

地籍調査は、「公共事業の円滑化・災害等の復旧・公租・公課等の負担の公平化・土地情報のシステム化」に役立つだけでなく、土地所有者にとっての「土地の権利関係の明確化・登記簿の記載事項の修正整理」に資することから、速やかな取り組みに期待するものである。

4. 住民税務課

(1) 村税・国民健康保険税、介護保険料・後期高齢者医療保険料の賦課及び収納状況について

- ① 令和6年2月7日現在の「村税」に係る収納状況は173,583,736円が収納済みであり収納率は、92.58%となっている。

内訳をみると、『村民税』については69,716,320円が収納済みであり、収納率は、85.31%〔個人（現年）82.99%、個人（滞納）59.47%、法人（現年）101.36%、法人（滞納）0.00%〕であり、『固定資産税』については80,742,000円が収納済みであり、収納率は97.88%〔現年98.71%、滞納21.69%〕、『軽自動車税』については13,030,800円が収納済みであり、収納率は98.84%〔現年（環境性能割）100.00%、現年（種別割）98.80%、滞納0.00%〕、『村たばこ税』については10,094,616円が収納済みであり、収納率は100.00%となっている。

- ② 『国民健康保険税』に係る収納状況は、37,718,300円が収納済みであり、収納率は、83.76%〔現年84.33%、滞納30.98%〕
- ③ 『介護保険料』に係る収納状況は、51,501,900円が収納済みであり、収納率は、82.76%〔現年82.77%、過年度0.00%（うち、特別徴収82.94%、普通徴収79.45%）〕
- ④ 『後期高齢者医療保険料』に係る収納状況は、30,063,200円が収納済みであり収納率は80.31%〔現年80.28%、過年度100.00%（うち、特別徴収82.72%、普通徴収76.19%）〕となっている。

- 過年度分の収入未済額については、令和6年2月6日現在8名が滞納しており、1,093,100円（「村・県民税」55,300円、「固定資産税」696,600円、「国民健康保険税」331,100円、「介護保険料」10,100円）となっている。

佐那河内村においては、収納の促進を図るため、①『村県民税』については、11月・12月に徳島県と共同して行う徴収月間のほかに、毎月、佐那河内村独自

の徴収強化週間（毎月第2週10日間）を設け滞納者への集中的な電話や臨戸の実施しており、また、②『国民健康保険税』については、滞納額が嵩んだ滞納者に対して短期証の発行などのほか、納税相談の機会を増やし、滞納者の状況を把握した納付計画を策定し取り組むなどの努力が認められるところである。

今後においても、「租税公平負担」の原則からして、延滞・滞納者に対して引き続き、納税相談の充実、分納等による徴収の促進を図るとともに、困難案件については、滞納整理機構と連携し業務を移管することとし、「財産の差押え」・「執行停止」や「不納欠損」の事務処理を必要とする場合に当たっては、県などの関係機関との連携を密にし、遺憾のないよう適時・適切な対応を図りたい。

（2）不納欠損処理・執行停止者の状況について

令和6年1月末現在における「不納欠損」の処理状況については、対象者はいない。

また、「執行停止者」については、対象者が3名（生活保護受給者）で総額16,700円が執行停止となっている。

こうした地方税法第15条の7に規定する滞納処分の執行の停止にかかる事務処理については、その取り扱いや運用について根拠を明確にし取り組む必要性があることから、告示・公告を前提とした規程や要綱等の整備について速やかに検討されるよう望むものである。

（3）マイナンバーカードの申請・交付状況と今後の取り組みについて

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野について、分野横断的な共通の番号を用いることで、個人の特定を確実かつ迅速に行い「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」を図るための社会基盤として導入されており、令和4年10月から「健康保健証」として利用できることとなっている。

佐那河内村においても広報誌やホームページに掲載するほか、役場窓口でリーフレットを配布するなどのPR活動に取り組むとともに、申請にかかる補助や

休日においても交付されたカードの受け取りを可能とするなどの便宜を図る取り組みを実施しているところであるが、本村におけるマイナンバーカードの交付状況は、令和5年12月末現在1,586枚（交付枚数率72.1%）であり、交付枚数率については、県75.87%、国77.70%と比して低いものとなっている。

引き続き、制度の周知や利用促進に向けた取り組みの充実を図りたい。

（４）戸籍・住民基本台帳事務について

戸籍は個人の身分変動について「戸籍簿（戸籍情報）」に登録し、それを公に証明する制度で、法定受託事務である。

また、住民基本台帳事務は、住民に関する事務処理の基礎となるものとして住民の居住関係を公証するとともに選挙人登録などの事務処理に利用される。

令和6年1月31日現在の佐那河内村の人口については、〔戸籍：本籍数1,630、人口数3,769〕、〔住民基本台帳：世帯数939、人口数2,106〕となっている。

令和6年1月31日現在、戸籍届出処理120件、住民基本台帳戸籍附票異動諸通知398件、住民基本台帳届出受理225件となっている。

令和元年5月24日戸籍法の一部改正により、市町村間の届書やり取りが郵便からデータ化（スキャニング）に変更、並びに生体認証導入に伴う戸籍情報システムの改修が進められているところであり、令和5年度中には、◎各種の社会保障手続で、マイナンバー制度を利用して戸籍謄抄本の提出を省略することができるほか、◎戸籍の届出における戸籍謄抄本の提出が不要となる。◎本籍地以外の市区町村での戸籍謄抄本の発行ができるなどの利便性の向上にも取り組まれており、これを促進し適切に行われるよう努められたい。

5. 健康福祉課

（１）国民健康保険事業・後期高齢者医療制度・介護保険制度の取り組みについて

①「国民健康保険事業」については、

佐那河内村では基幹産業である農業関連産業に従事する村民の多くが国民健康保険加入世帯となっている。

令和6年1月末現在の佐那河内村の人口は、2,136人(65歳以上1,033人)、世帯数は939世帯で、うち国民健康保険被保険者数は、524人(24.5%)、加入世帯数は327世帯(34.8%)となっている。

令和6年1月31日現在の状況を前年度と比較してみると、被保険者数は524人(29人減)であり、保険給付費は214,346,517円(25,544,667円減)となっており、これに対する保険税収入は44,870,297円(5,292,803円減)、県支出金220,469,622円(35,277,547円減)などの財源手当が予定されている。

「被保険者数の減少や令和5年度から資産割が廃止されたことで保険税収入が減少し、保険給付費も減少している」という状況となっている。

現時点では、財源手当ができており「法定外繰入金」の必要性が発生するなどの、直ちに重大な局面に至っていないところであるが、保険税率の在り方に直結することから、今後の動向に留意する必要がある。

②「後期高齢者医療事業」については、

後期高齢者医療制度は75歳以上(一定の障害がある場合は65歳以上)の人が加入する医療制度で、徳島県後期高齢者医療広域連合と市町村で事務を分担しており、佐那河内村では「保険料の徴収」「申請や届出の受付」「保険証の交付」「受入保険料の保険者への納付」などを担当している。

令和6年1月31日現在において、被保険者数は607人であり、令和5年12月31日現在の療養給付費の主なものは医科入院で508件、費用額319,679,010円であり、医科入院外は6,710件、費用額112,144,450円であった。

なお、令和6年1月31日現在において、保険料の調定額は37,298,200円で、佐那河内村の県後期高齢者医療広域連合に対する納付金の支出予定額は43,880,283円となっている。

③「介護保険事業」については、

介護保険における被保険者は、佐那河内村の住民（住民基本台帳上の住所を有する者）で、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳～64歳）に分けられる。

令和6年1月31日現在、1号被保険者数1,027人のうち、介護認定者数は、218人であり、サービス受給者数については、居宅介護95人（要支援33人、要介護62人）、施設介護60人（要介護：介護老人福祉施設40人、介護老人保健施設9人、介護医療院11人）となっている。

介護給付・予防給付については、令和6年1月31日現在において、居宅サービス、介護保険施設サービス等を合わせて245,667,432円が支出されている。

(2)「特定保健指導」について

佐那河内村においては、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき糖尿病等の生活習慣病や内臓脂肪症候群などに対処するため、「特定健康診査」を行い、リスクごとに「特定保健指導」を実施しているところであるが、令和4年度「特定健康診査」の受診率は46.2%で、県内平均値の38.7%を上回っているが、国保対象者の半数以上が受診していない結果となっている。

「特定健康診査」は、かかりつけ医での受診以外にも、佐那河内村においては、村民の利便性を考慮し農業振興センターにて会場を設け実施しているところであり、より多くの村民が受診できるよう、周知を含めた努力が必要であると思われる。

また、令和4年度「特定保健指導」の実施率は100.0%（対前年比5.0%増）となっており、県内平均値の72.3%を大きく上回り県内1位であった。保健指導の取り組みについて積極的に努められていることがうかがえる。

「特定保健指導」は、受診を機会に健康についての意識を高めるとともに、健康維持のための取り組みに対する知識を深め、効果的な対処について認識するためにも重要な取り組みであることから、より一層の取り組みの推進を図られたい。

(3) 学童保育クラブの活動状況について

共働き、母子・父子家庭等の保護者が不在となる家庭の小学校児童の健全育成指導を図るための学童保育クラブの活動については、支援員の協力により、令和6年2月1日現在で265日開設し、44名が登録され、運営がなされている。

今後においても学童保育クラブ設置の趣旨が大いに生かされる取り組みが図られるよう期待するところである。

(4) 高齢者等の外出支援助成について

佐那河内村においては、自ら車を運転できない高齢者や障がい者の外出支援と社会参加を促すため、「高齢者等外出支援助成事業（タクシー運賃の一部助成）」「高齢者等バス無料乗車証交付事業」を実施しており、令和5年度からタクシーチケットを一人あたり年間最大4冊（1冊20枚綴り）の交付をしている。

タクシーチケットの利用状況については、毎月の利用人数が30人程度あり、タクシーチケット交付数67冊で、村助成額は12月分までで1,535,390円となっている。

一方、バス無料乗車証の利用については、令和6年1月31日現在183人に「無料乗車証」が交付されており、高齢者1,073枚・障がい者等55枚の乗車券が利用されている。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るため、国の方針に基づき、ワクチン接種を実施した。

令和5年度においては、春開始接種は463人が接種し接種率は55.6%であった。令和6年2月5日現在において、秋開始接種は、505人（うち65歳以上406人、65歳未満99人）が接種している。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上「5類」に引き下げられ、医療費の自己負担分に対する公費支援についても令和5年度までとされている。

一方で、感染者にみられる「後遺症」の問題や、「新たな変異株」や「季節性インフルエンザ」との同時流行も懸念されているところであるため、引き続き村民への啓発、周知や関係機関との連携を密にした取り組みが図られるよう期待するところである。

(6) 国の交付金事業等による生活支援について

令和5年度においては、エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり3万円と7万円（合計10万円）の給付金が支給される。

1世帯当たり3万円の給付金については、住民税非課税世帯269世帯に8,070,000円が支給されている。（家計急変世帯への支給はなかった。）

1世帯当たり7万円の給付金については、事業継続中である。

6. 保育所

(1) 入所及び保育の状況について

令和6年2月1日現在、定員70名に対し49人〔0歳児2人、1歳児5人、2歳児8人、3歳児10人、4歳児8人、5歳児16人〕（うち、村内在住39人、広域利用10人）の入所があり、保育関係職員（所長（事務職）1人を除き保育士資格あり）11人（正職員5人、会計年度任用職員6人）のシフト制により11時間保育（7:30～18:30）を実施している。

他に、栄養士1人、調理員2人、行政事務補助員1人である。

保育児童数は、ピーク時には至らないものの近年増加傾向にあったが、令和5年度の推計は49名である。

（令和2年度:47名、令和3年度:56名、令和4年度:58名）

令和6年1月31日現在の住民基本台帳該当児童数からみた入所率は、0歳児16.7%、1歳児100%、2歳児75.0%、3歳児77.8%、4歳児88.9%、5歳児100%とな

っており、現時点においては入所を希望する待機児童は存在していない。

令和5年9月からは、保護者からの要望に応え、紙おむつの保育所での収集にも取り組まれ、保護者からは高い評価を得ている。

近年、少子化の加速とともに、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所等に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっており、職務内容に応じた専門性の向上を図ることが重要となっており、キャリアアップのための研修の機会等の確保が欠かせないところである。

保育サービスの質を高めるためにも保育士の処遇の改善を含めた保育環境の充実と整備が図られるよう望むところである。

7. 企画政策課

(1) 佐那河内村総合計画に基づく施策の推進について

佐那河内村においては、令和2年4月に「佐那河内村総合計画」、「地方創生総合戦略」が策定され、次の1000年に向けた「持続可能な村づくり」を目標に計画的な行政の取り組みが図られているところである。

特に、目標達成に向けた具体的な行動計画である「地方創生総合戦略」については、基本施策として掲げた「しごと・雇用を創出する」、「新しい人の流れを作る」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「小さな拠点の整備や地域連携などの村づくりを進める」の4施策について、「佐那河内村事業検証委員会」において重要事業評価指標（KPI）による評価が行われており、取り組み内容や課題を分析するとともに、目標達成に向けた取り組みの強化が図られているところであり、引き続き、計画達成に向けた取り組みの実現に期待したい。

(2) 佐那河内村ホームページについて

佐那河内村のホームページについては、令和元年度に大幅な見直しが行われ、佐那河内村の重要な情報発信手段として位置づけられている。

サイトの運営については、企画政策課において管理がなされており、CMSの導入によるホームページでの情報提供については役場内で情報を共有し、掲載情報の更新については細やかな更新を行うなど、役場全体でホームページに対する意識改革を促しているとのことである。

また、令和5年度新たに導入した役場のCI（コーポレートアイデンティティ）と併せて、佐那河内村に関する情報発信施策の統一を進めることとしており、関係各所と検討を始めているとのことである。

佐那河内村におけるきめ細かな情報を発信するホームページは、パンフレットなどの印刷物とは違った形での行政情報やサービス情報の提供、また佐那河内村のすがたや魅力を効果的に伝える手段として村民生活を支援するとともに、移住・交流や企業誘致、地元製品の消費拡大などにも繋がる情報を発信する広報手段として重要なものとなっている。

令和5年度（令和6年1月31日現在）のホームページへのアクセスは117,464件で評価基準は100%以上のAAとなっており、さらなる機能の充実・効果的な運用が図られるよう検討・努力されるよう期待するものである。

（3）有害鳥獣捕獲事業の実施状況について

有害鳥獣による被害は、高齢化・過疎化が進む佐那河内村にとって、ますます増大し、かつ深刻な問題となっており、農業従事者をはじめ住民生活にとって深刻な問題となっている。

こうした中、有害鳥獣捕獲事業として、シカ229頭（報償金3,435千円）、イノシシ10頭（報償金130千円）、カラス6羽（報償金6千円）が捕獲されている。

なお、佐那河内村有害捕獲鳥獣処理施設においては、シカ13頭、カラス6羽の処理がなされている。イノシシは、豚熱の流行により0頭であった。

また、令和5年度初めて「阿波のわな名人戦」を開催し、9名の狩猟者がシカ

54頭の捕獲をされている。

神山町とも「佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会」を設置し、わな講習会やモンキードック講習会、新規狩猟免許取得希望者への講習などの取り組みが確認された。

引き続き、有害鳥獣に対する「鳥獣捕獲許可」について、県から捕獲許可権限を委譲された範囲内において佐那河内村猟友会の皆さんとの連携を密にした取り組みを進めるとともに、近隣市町とも連携した広域的な取り組みが必要であることから積極的な連携協力の推進を図られたい。

(4) 中尾谷地区における宅地造成事業について

令和2年度より取り組んでいる中尾谷地区における宅地の造成事業については、造成工事中の現場の一部において産業廃棄物が発見されたことから売主に土地売買契約に基づく「契約不適格責任」の行使を求め、除去作業が行われており、全体計画の進捗に遅れが生じていた。

令和2年度に完成した3区画は完売し、住宅が完成している。

今後造成予定の区画についても問い合わせが寄せられており、令和6年度中にD号地の分譲開始に向け造成工事を行い、残る分譲地も令和7年度に分譲できるよう造成工事の着工が予定されている。

可能な限り早期に造成工事を完工させ、所期の目的である宅地分譲による村内での定住支援につながるよう望むものである。

(5) 大川原高原観光振興について

令和3年度に「大川原高原観光計画」が策定され、令和4年度に「つくる高原プロジェクト」において、大川原高原の新たな観光施策のあり方を探るために実証実験が行われた。

その結果、検討委員会からの提言を受け、令和5年度にヒルトップハウス2階トイレの洋式化と大川原高原芝生広場周遊道路の舗装新設工事が完了し、今後1階トイレのバリアフリー化と高原広場のトイレに着工する予定とのことである。

また、7月には大川原あじさい市主催の「あじさい祭り」や11月には「さなごうち大川原高原ヒルクライム」が開催された。

引き続き、大川原高原周辺の施設整備と併せて、イベントを通しての観光開発への今後の取り組みに注目したい。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の執行状況について

(1) 「令和4年度申請の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」

令和4年度申請分については、①図書館パワーアップ事業（7,000千円）、②地域の新魅力創造事業（3,400千円）、③佐那河内村子育て独自応援給付金事業（4,840千円）、④住民税非課税世帯への生活支援金助成事業（3,200千円）、⑤オンライン環境充実化事業（1,500千円）、⑥避難所機能強化事業（6,500千円）、⑦感染症対策用患者搬送車購入事業（6,000千円）、⑧原油価格高騰による燃油価格上昇に対する施設園芸農業者支援（7,000千円）、⑨原油価格高騰による燃油価格上昇に対する小規模事業者支援（3,000千円）、⑩学校給食費保護者負担軽減補助事業（4,200千円）、⑪物価高騰に対する生活者支援のための地域商品券支給事業（12,235千円）、⑫省エネ家電製品購入助成事業（令和3年度通常分）（4,500千円）、⑬省エネ家電製品購入助成事業（重点交付金分）（4,500千円）、⑭産直市支援事業（600千円）、⑮学校保健特別対策事業費補助金（280千円）、⑯妊娠出産子育て支援交付金（900千円）、⑰農業集落排水施設に対する電力価格高騰分支援（1,540千円）、⑱保育所給食材料費等補助事業（120千円）、⑲中止、⑳生活支援ガソリン券配布事業（5,250千円）、㉑常会運営活性化補助事業（2,100千円）、㉒介護老人福祉施設物価高騰対策支援事業（500千円）において、総額79,165千円の予算が計上され、令和6年1月31日現在61,681,835円の執行が見込まれており、㉑生活支援ガソリン券配布事業（5,250千円）を除くその他の事業については、「終了」となっている。

(2) 「令和5年度申請の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」

令和5年度申請分については、①住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金【低所得者世帯給付金】（10,650千円）、②住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金（事務費）（1,680千円）、③村内運動施設に対する電気代高騰分支援

(298千円)、④公民館等に対する電気代高騰分支援(196千円)、⑤保育所に対する電気代高騰分支援(421千円)、⑥公立学校に対する電気代高騰分支援(1,121千円)、⑦簡易水道施設に対する電気代高騰分支援(726千円)、⑧農業集落排水施設に対する電力価格高騰分支援(1,926千円)、⑨学校保健特別対策事業費補助金(2,000千円)、⑩子育て世帯への独自応援給付金(2,300千円)、⑪佐那河内村暮らし応援商品券支給事業(12,000千円)、⑫防犯機能付き電話機等購入費補助(1,000千円)、において、総額34,318千円の予算が計上され、令和6年1月31日現在30,011,653円の執行が見込まれており、うち、①住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金【低所得者世帯給付金】(10,650千円)、②住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金(事務費)(1,680千円)については、「終了」となっている。

コロナ禍における経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設された、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」であるが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い終了すると思われるが、物価高騰にかかる重点支援に対応した取り組みがされている。

(7) ふるさと納税にかかる寄付金に対する目的別整理について

平成20年の地方税法等の改正によって「ふるさと納税」制度がスタートし、佐那河内村においては、“ふるさと佐那河内をこよなく愛し、ふるさと佐那河内の未来の発展を応援しようとする個人・団体から広く寄付を募り、もって地域の活性化を図ること”を目的に、平成22年度より制度の運用を開始している。

その後、令和元年6月1日から地場産品に限定し、お礼品3割、募集経費5割を取扱いの原則とする見直しが行われ、また、令和5年度10月からは必要経費に発送費用やワンストップ特例事務の費用や仲介サイト事業者への手数料等も追加された。新制度による取り組みが行われており、佐那河内村においては、令和5年度の目標額を155,000,000円としており、令和6年1月末現在において136,976,300円の寄付金が寄せられている。

また、令和6年1月31日現在までの「寄付金受入額」は、1,371,399,240円であり、「諸経費」678,213,189円を差し引いた「寄付金残高(基金積立額:活用可能額)」は、693,186,051円となっている。

このうち「寄付金活用済額（基金取崩額）」287,192,382円が寄附の申込時に指定された「使い道」に充当されており、今後、「寄付金残高（基金残高：今後活用可能額）」405,993,669円についても、同様の運用を図ることとされている。

佐那河内村においては、ふるさと納税事業による寄付金の受け入れは重要な財源の確保手段となっており、“ふるさと佐那河内”のために、ご寄付をいただいた皆様方の思いを受け止め地域の発展のために活用させていただくとともに、佐那河内の取り組むすがたを紹介し、引き続きご支援をいただけるよう絆を大切にしなければならないことは言うまでもない。

また、ふるさと納税事業による寄付金に対する返礼品については、よりふさわしい特産品等の開発・品質向上などを促進し、産品提供者の生産意欲と収益の向上につながることから、制度の趣旨を活かした取り組みの一層の推進に期待したい。

（８）「佐那河内村移住交流支援センター」の取り組み状況について

佐那河内村への移住を希望する者及び家屋等を提供しようとする者の相談に関するワンストップ窓口として、また、佐那河内村内の空き家の状況を把握し、空き家所有者との交渉により「空き家バンク」登録への周知を積極的に図り、空き家利用者とのマッチングを図るために設置されたものであり、現在、「佐那河内村移住交流支援センター」の業務は、佐那河内村から「一般財団法人さなごうち」に委託（佐那河内村移住交流支援センター業務委託12,650,000円・佐那河内村空き家バンク運營業務378,400円）されており、2名の移住コーディネーターを配し、移住希望者や家屋等の提供についての相談を実施しており、令和6年1月末現在において、①移住交流支援センター業務：移住相談件数：延187件のほか、②空き家バンク業務（空き家バンク登録23件、利用可能な空き家登録物件3件）空き家相談件数：延40件、の取り組みがなされており、転入者は21名（うち県外からの移住者3名）となっている。

しかしながら、改修なく住むことができる物件は少なく、空き家バンクの登録まで進まない状態であるため、そのような課題の解決も図りながら、佐那河内村の魅力発進や移住の促進につながる取り組みが展開されるよう期待

するものである。

(9) 「さなごうち新ものがたり創出事業」について

佐那河内村の地域資源を見直し、掘り起こし、最大限に活用することを基本に「持続可能な村づくり」を推進するため、①シビックプライド、②村の歴史・伝統文化の保存、③村にのこる文化資産の披露、④村の集いの場の創出・活性化の4つを柱とした4ヶ年間の計画である「さなごうち新ものがたり創出事業」に取り組んでいる。

令和5年度においては、①阿波学会による学術調査や学術講演会、山根玉峰先生作品展など、②村の歴史・伝統文化の保存、③村にのこる文化資産の披露にかかる事業などに取り組んでおり、令和6年度からも村史の編纂を含む事業に取り組むとのことである。

ただし、これらの取り組みについては、令和7年度までの長期にわたる計画となっており、シンボルマークのさらなる周知や村とFAN SHOPがともに活動できるしくみが必要であるため加盟店の連携強化に取り組み、子や孫世代へとつなぐ、新しい村づくりプロジェクトとして、村民を巻き込んだ事業展開へとつながるよう期待するものである。

(10) さなごうち大川原高原ヒルクライム事業について

大川原高原は西日本が誇る有数のヒルクライムコースと言われており、令和5年度イベントとして今回の大会は初めて開催された。選手だけでなく地域も巻き込んだイベントとなるよう人と人との交流を深め、地域の特産品の価値を正しく伝え、地域内外の経済と人が循環するように企画されたものであり、佐那河内村の豊かな自然のPRや大川原高原の景観整備や保全、地域産業の活性化、交流人口の拡大を図るとともに、大会を通して自転車マナーの向上啓発、ジュニア層の育成・体力向上及び大会参加者の健康増進を図ることを目的に行われた。

大会費用総額7,175,015円で、クラウドファンディングやとくしま宝島協議会などから運営費用をまかない、一般会計からの支出を最小限に抑える努力をしていることが確認された。

大会を通じて大川原高原の雄大な自然や景観を体感し、村民と交流することで、佐那河内村のファンになってもらい、村の特産品の購入や地元商店等の活性化につなげるという所期の目的が達成できるよう期待するものである。

(11) ドローンを活用した新スマート物流実装業務について

将来起こりうる物流危機を見こし、株式会社ネクストデリバリーと委託契約を締結し、嵯峨地区の多目的地域交流施設を拠点にドローンや軽自動車を活用し、買い物代行サービスやフードデリバリーサービス、共同配送業務の取り組みをすすめている。

令和6年1月31日の事業費は委託料で49,995,000円で、令和5年度は①ドローン配送の導入、飛行ルートの設定、②配送拠点（デポ）の構築、ドローン配送困難時の陸送確保、③運営体制の構築、④ドローン活用に関するイベント、シティプロモーションの実施に取り組んでいる。

今後、村民への事業に対する周知や要望等を聞き、ドローンが地域の物流手段の一つとなり村民が利活用しやすいものとなるよう啓発や周知等に取り組まれるよう期待するところである。

8. 教育委員会

(1) 不登校児童生徒の状況について

令和5年度の不登校（学籍があるが、登校しない状態）の状況については、令和6年1月末現在、小学校2名（5年生・6年生）・中学校4名（1年生2名・2年生2名）が不登校の状況にある。

小学校においては、担任や教頭、養護教諭等からの連絡や計画的な家庭訪問、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも活用し、情報共有、連携を図りながら対応している。また、オンライン授業にも配慮していた。

中学生についても、定期的に担任等が連絡を取り、ライフサポーター（大学院生）を活用し、家庭へも訪問し対応している。保健室を学習室として準備し指導したり、オンライン授業を準備し配信をしている。

また、学校だけでは対応できないケースについては、中央女性子どもセンターとも連携しながら対応している。

このことであり、保護者とも連絡を密にして将来に向けての糸口を見いだし、いくよう働きかけているところである。

義務教育対象年齢に達した子どもたちの「教育を受ける権利」を保障するためにも、引き続き課題が解決できるよう関係者との連携を密にした取り組みが図られるよう望むものである。

(2) 学校教育の取り組みについて

小中一貫校である佐那河内村小・中学校においては、「学校基本目標」に『郷土佐那河内村に誇りをもち、自ら考え、表現し、心豊かにたくましく生きる児童生徒の育成』を掲げ、①英語教育、②ふるさと学習、③ICTを効果的に使った学習を柱に特色ある取り組みが進められている。

(1) 外国語教育の取り組みについて

「外国語教育」については、「新学習指導要領」により小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から必修化されており、「外国語を通じて言語や文化に対する理解を深めること」、「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ること」、「聞く、話す、読む、書くなどのコミュニケーション能力の基礎を養うこと」の3点を目標とし、文法や語彙などの知識の習得にとどまることなく、外国語でコミュニケーションできるための基礎となる能力をバランス良く獲得することにより、他の教科教育とともに、子供たちの、多様性と他者を尊重する豊かな人格形成と、良識ある有為な社会人としての自己実現を後押しするとされている。

佐那河内村においては、小・中一貫校としての強みを生かした英語教育の推進に力を入れており、小中学校における英語教育運営委員会を設置し、「第Ⅱ

期佐那河内村英語教育戦略ビジョン」に基づき、ALT（外国語指導助手）や佐那河内村が独自に配置する外国語教育指導監などの活躍により新学習指導要領に基づく授業のみならず放課後における英語活動を広める積極的な取り組みがなされている。

今後においても外国語を知識に焦点を当てた学習から、より外国語を実践的に使えることを目標とし、真に目指す国際交流やグローバル社会において将来的に活躍できる人材を育てることにつながる積極的な取り組みの推進が図られるよう期待するものである。

(2) ふるさと学習の取り組みについて

「ふるさと学習」は、身近な地域との関わりを通して行う体験を中心とした学習活動であり、地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった資源（「ひと・もの・こと」）を活かし、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りをもち、心豊かでたくましい子どもを育てることを目的としており、佐那河内村においては、村民の協力を得ての“イモ掘り”や“米作り体験”をはじめとした積極的な地域の人々との交流のほか、“農産物の販売体験”や“修学旅行での村の紹介”などに取り組んでおり、これらの成果について「ふるさと学習発表会」において発表するなど「アクティブラーニング」による佐那河内村の特色ある取り組みが進められており、やがて村を支えるであろう子どもたちの豊かな感性や心の育ちにつながるよう、その取り組みに期待するところである。

また、子どもたちが成長していく中で佐那河内村で暮らすことへの「誇り」「愛着」及び「共感」をもって、村のために自ら関わっていかこうとする気持ちにつながっていくことを併せて期待したいものである。

(3) ICTを効果的に使った学習の取り組みについて

佐那河内村においては、令和2年度に小・中学校において整備された校内LANや国のGIGAスクール構想における～令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境～を目標にタブレットの持ち帰りを含め実現しており、同年策定した「情報活用年間計画」に基づき「授業支援ソフト」や「学習ドリルソフト」の導入によるICTを活用した、協働学習・一斉学習・個別学習の推進に取り組ん

しており、「ドローンを使ったプログラミング学習」・「特別活動でのタブレット端末の有効活用」をはじめ、「多くの教科においてアナログ的な部分も大切にしながらICTの使用についてしっかり考える」など、効果的な学習に取り組まれている。

プログラミング教育は、プログラミングのスキルを身に着けるだけでなく、小学校段階からの論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成が目的とされており、予測できない変化を受け身で捉えるのではなく、前向きに受け止め、主体的に向き合い・関わり合い、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるための“力”を子どもたちに育む学校教育の実現を目指して取り組まれているところからも、ICT環境に恵まれた佐那河内村において、その特色を生かした取り組みにより、児童生徒が主体的に「生きる力」を身につけられるよう期待するところである。

9. 議会事務局

(1) 議会運営の在り方について

地方議会は、日本国憲法第93条及び地方自治法第89条等に基づき地方公共団体に設置される議事機関であり、住民の直接選挙で選出される議員により構成された住民全体を代表する機関であるとともに、同じく住民から直接選挙で選出される長（執行機関）と、それぞれが独立して、対等な立場で、相互にけん制し合うことにより、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うことにより、地方自治の適切な運営を実現する使命を有している。

議会の説明によると佐那河内村議会会議規則に基づき設けられた「全員協議会」において、議案審議の場を設けており、役割を果たしているとのことである。

10. 出納室

(1) 「会計事務の手引き（仮称）」について

これまでの定例監査において、会計事務の適確な遂行を図るため、会計処理に係る「会計事務処理要領」などの「手引書」の整備の必要性について検討するよう求めていたことについては、令和3年4月1日に「佐那河内村会計事務処理要領」が制定され、インターネットを通して全職員に周知が図られ、会計書類等の整備について改善が図られており、引き続き、事務処理の改善に向けた取り組みに励まれるよう望むものである。

(2) 指定金融機関の検査について

これまでの定例監査において、地方自治法施行令（第168条の4）により、会計管理者は、指定金融機関等について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならないと定められているところ、実施されていないとのことであり、速やかに検査を行うよう求めていたところであるが、令和3年度に「佐那河内村指定金融機関等の公金取扱事務検査実施要綱」が制定され、令和5年8月23日にJA徳島佐那河内支所に出向いての検査が実施され、令和5年9月22日監査委員に対して、「公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況には異常なく適正に執行されていた」との検査結果が報告されている。

引き続き、指定金融機関に対する検査等を通して、指定金融機関の在り方に注目した指導に期待するところである。

(3) 基金等の積立金の運用について

昨今の低金利時代においては、村民の福祉の向上に係る事業の促進を図るための財源を確保にあたっては、各種の資金調達と基金運用などの最適化を図る必要がある。

基金の運用については、地方自治法において、「現金及び有価証券の保管」について「政令の定めるところにより最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない」（法235条の4第1項）、基金については、「条例で定める特定の目的に応じて、確実かつ効率的に運用しなければならない」（法241条第2項）また、地方財政法には、「積立金は、銀行その他の金融機関への預

金、国債証券、地方債証券、政府保証証券その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。」（法第4条の3第3項）と規定されている。

佐那河内村における主な基金である7つの基金（財政調整基金・地域振興基金・減債基金・ふるさと創生基金・中山間ふるさと水と土保全基金・土地開発基金・公共施設等総合管理基金）についてみると、ふるさと創生基金の一部が地方公共団体金融機構債権（20年）で運用され、その他については、いずれも徳島市農協での「大口定期預金」での運用になっている。

「大口定期預金」の状況についてみると、7つの基金運用残高（令和6年2月13日現在）は、3,063,089千円（うち、預金2,863,089千円、債券200,000千円）、利率については債権0.251%、大口預金0.05%であり、令和5年度の運用益は1,481,452円となっている。

現在、佐那河内村における「資金の管理」については、会計管理者を委員長とする「佐那河内村資金運用会議」において議論がなされ「佐那河内村資金管理方針」に基づいた運用がなされているところであるが、現在、見直しが検討されているとのことであり、会計管理者の職務内容や責任の所在を含めた見直しにより、低金利時代にふさわしい取り組みが図られるよう望むものである。

（4）「令和5年度例月出納検査での指摘事項等の処理」について

令和5年度の例月出納検査において、これまで指摘し改善を求めた18件について、取り組み・対応の報告があったところであり、概ね適正に処理されていることが認められた。

指摘事項のほとんどが比較的軽微なものとなっており、書類を確認される時には注意を払われるよう望むものである。